

平成 2 9 年度東京都税制調査会
第 1 回 小委員会

[個人事業税に関する資料]

平成 2 9 年 6 月 1 5 日

「個人事業税に関する資料」 目次

資料名	頁
個人事業税の概要	1
法定業種	2
課税客体における法人事業税との差異	3
個人事業税の認定の流れ	4
個人事業税の沿革（業種に係るもの）	5
課税対象事業の限定列挙における課題	6
限定列挙方式に係る東京都及び全国知事会の意見	7

個人事業税の概要

課税主体	都道府県
納税義務者	都道府県内に事務所又は事業所を設けて、第1種・第2種・第3種の事業（法定業種）を行う個人
課税標準額	その年度の初日（4月1日）の属する年の前年中における個人の事業の所得 ※年の途中で事業を廃止した場合は、前年中における事業の所得のほか、当該年の1月1日から廃止した日までの個人の事業の所得
計算方法	<p><課税標準額></p> $\boxed{\text{総収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{事業の所得}}$ <p><税額></p> $\left(\boxed{\text{事業の所得}} - \boxed{\text{繰越控除等 (事業用資産の譲渡損失等)}} - \boxed{\text{事業主控除 (年290万円)}} \right) \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$
税率	第1種事業(37業種): 5%、第2種事業(3業種): 4%、第3種事業(30業種): 5%又は3%
申告期限	3月15日まで ※年の途中で事業を廃止した場合は、事業廃止の日から1か月以内。死亡による廃止の場合は4か月以内。 ※所得税の確定申告書又は道府県民税の申告書を提出した場合には、個人事業税の申告をしたものとみなす。（年の中途において死亡以外の理由により廃業した場合を除く。）
納期	8月及び11月中（都道府県の条例で定める） ※東京都の場合 第1期：8月1日から8月31日まで、第2期：11月1日から11月30日まで
税収規模	東京都：506億円（平成29年度当初予算）、全国：2,030億円（平成29年度地方財政計画）

注 東京都主税局ホームページ「都税統計情報」、総務省ホームページ「地方財政計画」より作成。

法定業種

区分	税率	事業の種類			
第1種事業	5%	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業
		保険業	船舶ていけい場業	飲食店業	商品取引業
		金銭貸付業	倉庫業	周旋業	不動産売買業
		物品貸付業	駐車場業	代理業	広告業
		不動産貸付業	請負業	仲立業	興信所業
		製造業	印刷業	問屋業	案内業
		電気供給業	出版業	両替業	冠婚葬祭業
		土石採取業	写真業	公衆浴場業（むし風呂等）	—
		電気通信事業	席貸業	演劇興行業	—
		運送業	旅館業	遊技場業	—
第2種事業	4%	畜産業	水産業	薪炭製造業	—
第3種事業	5%	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業（銭湯）
		歯科医業	弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業
		薬剤師業	税理士業	デザイン業	歯科技工士業
		獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業	測量士業
		弁護士業	計理士業	理容業	土地家屋調査士業
		司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業
		行政書士業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業
3%	あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業			装蹄師業	

課税客体における法人事業税との差異

□事業税とは

事業を行うという事実に着目して事業そのものを課税客体として課する税。納税義務者により法人事業税と個人事業税に大別される。

※事業：資本を基礎として、利益を得る目的で継続的に行う行為の結合体及び一定の技能、知識に基づいて利益を得る目的で継続的に行う業務。

■法人事業税の課税客体

：法人が行う事業のすべて ※

一定の目的のもとに設立され、その目的に沿った行為を行うものとして、法律に基づいて人格を与えられたものであるため、法人が行う事業をすべて課税対象としている。

■個人事業税の課税客体

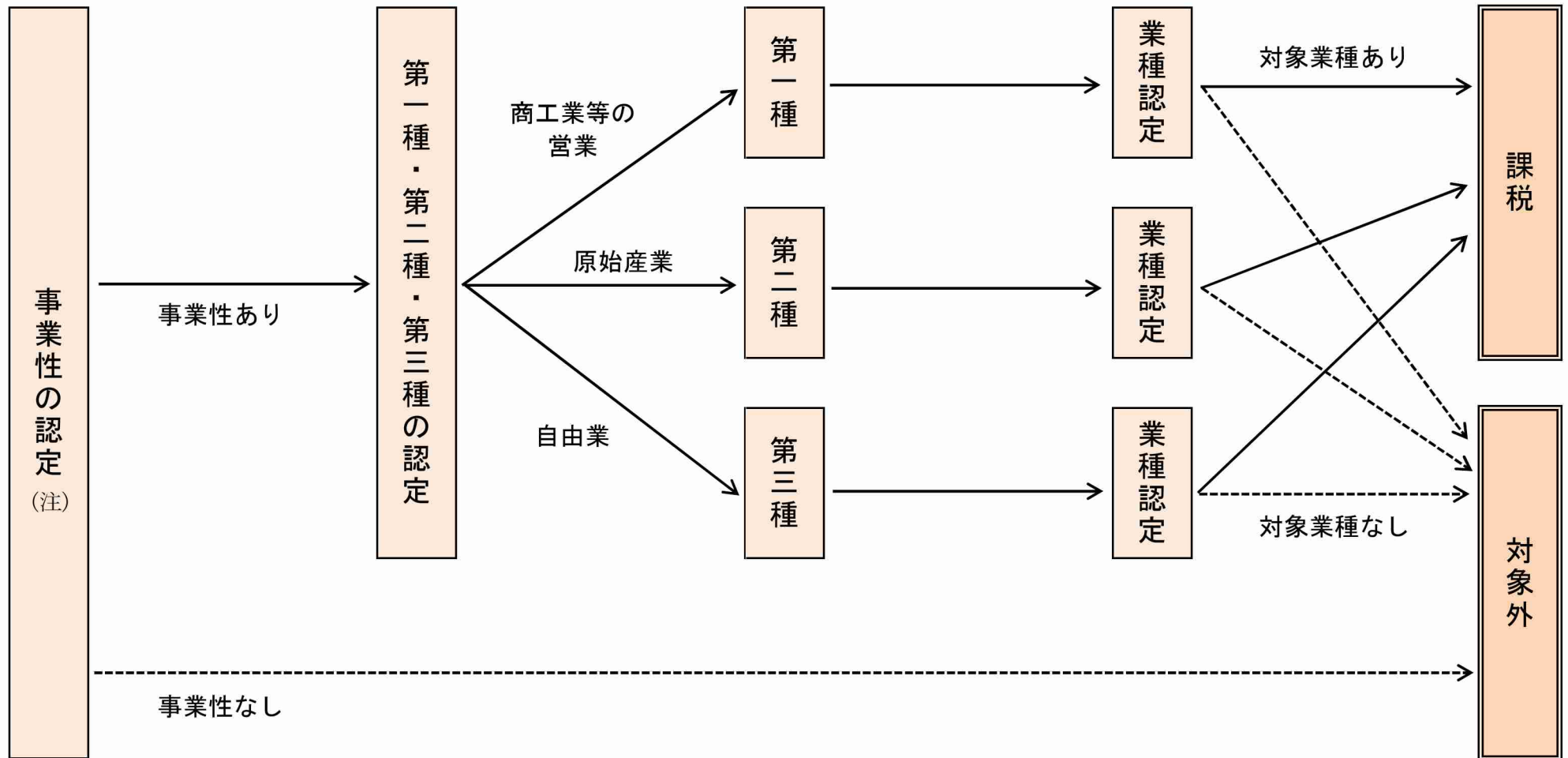
：個人が行う第1種事業、第2種事業、第3種事業(限定列举) ※

生活関係が複雑であり、所得の源泉が多種多様であるため、個人が行う事業といってもその認定に当たって混乱を生ずるおそれがある等の理由から、課税客体となる事業を具体的に列挙している。

※ 地方税法第72条の4第2項及び第3項に該当する事業は、法人事業税・個人事業税のいずれも非課税。

注 自治省府県税課編「事業税逐条解説」（1995年）より作成。

個人事業税の認定の流れ



(注) 事業性の認定
⇒反復継続性、営利性又は対価性、独立性及び社会的客観性を総合的に勘案して行う。

<最高裁判所昭和56年4月24日第二小法廷判決>
「事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいい、これに対し、給与所得とは雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいう。」

個人事業税の沿革（業種に係るもの）

- 昭和23年 前身は明治11年より続く営業税。営業税時代は主に営業（第1種）に限られていた課税対象を原始産業（第2種）と自由業（第3種）に拡大
ただし、自由業は他の事業に対する課税と区分するため、特別所得税として課税

＜昭和23年地方財政委員会事務局長依命通達＞
「あらゆる事業を課税の対象とするためあらたに事業税を設けることにした」（事業税の立法趣旨）

- 昭和29年 改正 特別所得税が廃止。従来特別所得税が課税されていた業種は事業税の第3種事業として課税
- 昭和38年 改正 第3種事業に不動産鑑定業が追加（国家資格の設置に伴う業種追加）
- 昭和43年 改正 第3種事業に社会保険労務士業が追加（国家資格の設置に伴う業種追加）
- 昭和56年 改正 第1種事業に不動産貸付業、駐車場業が追加
第3種事業にコンサルタント業、デザイン業が追加
- 平成元年 改正 証券業、ガス供給業、自動車道事業、運河業等7業種が除外（事業実態や課税実績が全くないもの又はほとんどないものを除外）
- 平成9年 改正 第1種事業に保険業が追加（平成7年の保険業法改正に伴う業種追加）
- 平成19年 改正 第3種事業から助産師業が除外（課税対象となる助産師業がごくわずかである等の実態を踏まえ除外）

注 昭和23年地方財政委員会事務局長依命通達、自治省府県税課編「事業税逐条解説」（1995年）等より作成。

以降、事業形態は多様化するものの、個人事業税における法定業種の追加なし

＜参考＞日本標準産業分類 近年の主な新設項目

- ・昭和47年 ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業
- ・昭和59年 機械設計業
- ・平成5年 翻訳業、映画・ビデオ制作業
- ・平成14年 訪問介護事業、特別養護老人ホーム、エステティック業
- ・平成25年 リラクゼーション業、ネイルサービス業、幼保連携型認定こども園

注 総務省ホームページ「過去の日本標準産業分類」より作成。

課税対象事業の限定列挙における課題

- 課税対象事業として列挙されていないため、事業性があるにもかかわらず、課税されない事象が生じている。

(例)

- 文筆業、通訳等
- プロスポーツ選手（プロゴルファー、プロテニスプレーヤー等）
- 芸能関係者（マネジメント会社と専属契約を結ばないタレント等）

- 就業形態の多様化・複雑化に伴い、実務上、課税対象事業の認定が困難を極めている。

(例)

- IT関連業（システムエンジニア、プログラマー等）
- 医業関連業（カウンセラー、カイロプラクティック等）
- ペット関連業（ドッグトレーナー、ペット葬祭業等）
- その他新規業種（アフィリエイト、YouTuber等）

- 都道府県で判断が異なるケースもあり、不公平感を抱かせる。

限定列挙方式に係る東京都及び全国知事会の意見

○ 平成29年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求

課税の公平性を確保するため、個人事業税の課税対象事業を法令に限定列挙する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。それが実現されるまでの間、社会経済情勢に即し、早急に新規業種を課税対象に随時追加すること。

○ 平成29年度税財政等に関する提案（全国知事会）

個人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列挙方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討すること。